

平成二十六年六月二十四日受領
答弁 第二三三一号

内閣衆質一八六第二三一号

平成二十六年六月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出福島第一原発事故の影響を描いた漫画表現に対して政府が明確な見解を述べない件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出福島第一原発事故の影響を描いた漫画表現に対して政府が明確な見解を述べない件に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの事例の有無については、網羅的に調査することは困難であるためお答えすることは困難であるが、先の答弁書（平成二十六年六月三日内閣衆質一八六第一七九号。以下「前々回答弁書」という。）一についてでお答えしたとおり、「美味しんぼ」における描写の内容は、作者の表現物であることから政府として論評することを差し控えるものである。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、前々回答弁書一についてでお答えしたとおりである。

五について

お尋ねについては、前々回答弁書二及び四についてでお答えしたとおりである。

六について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十六年六月十三日内閣衆質一八六第一九六号）三についてお答えしたとおりである。

七について

お尋ねの答弁書は、環境省総合環境政策局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

八について

先の質問主意書（平成二十六年五月二十六日提出質問第一七九号）五の質問については、前々回答弁書五についてで誠実にお答えしたところ、先の質問主意書（平成二十六年六月四日提出質問第一九六号）五の質問において「当方の質問に対する答弁となり得るのか」とされたためである。

九及び十について

お尋ねについては、平成二十四年六月十四日の参議院東日本大震災復興特別委員会において、佐藤信秋参議院議員の質問に対する森まさこ参議院議員の答弁において、御指摘の発言があったと承知している。

十一及び十二について

お尋ねについて、政府としての見解は、前々回答弁書一についてでお答えしたとおりである。お尋ねが森国務大臣個人の見解に関するものであれば、政府としてお答えすることは困難である。